

標 題：

ケミカルタンカーの消火剤に関する  
改正要件の先取り適用について

# NK テクニカル インフォメーション

No. 6 9

昭和63年 4 月 1 日

関係船主・造船所 各位

拝啓 貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、MARPOL IBC Code (Res. MEPC 19 (22)) 第17章及び MARPOL BCH Code (Res. MEPC 20 (22)) 第VI章の最低要件一覧表中の防火要件を規定した欄“Ⅱ”の改正案は昨年行われた17回 IMO BCH 小委員会で合意されBCH 17/WP.9として通知されておりますが、この程リベリア及びパナマの各政府から BCH17/WP.9に記された改正案を IMO海上安全委員会(MSC)での最終採択に先立ち、暫定的に適用することができる旨の通知がありましたのでお知らせ致します。

BCH 17/WP.9を先取り適用することにより、物質によっては、水噴霧またはドライケミカルの消火装置に代えて、Multi-purpose form 等の消火装置が設備してあれば運送できることになり、運送貨物の種類を増すことができることになります。

なお、上記に関しまして御不明な点がございましたら、弊会船体部専用船までお問い合わせ下さい。

敬 具

添付： BCH 17/WP.9